

## 全国在宅障害児・者等実態調査（仮称）について

- これまで、障害児・者の実態を把握することを目的として、身体障害児・者等実態調査及び知的障害児（者）基礎調査を5年ごとに実施してきたところ。
- 平成23年度においては、制度の谷間のない「障がい者総合福祉法（仮称）」の制定や施行準備に向けた基礎資料を得るため、障害児・者（これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。）の生活実態やニーズについて把握することを目的として、身体障害児・者等実態調査と知的障害児（者）基礎調査を統合し、全国在宅障害児・者等実態調査（仮称）を実施することを予定している。
- 現在、来年度の実施に向けてその調査内容、調査方法等の調査の在り方について、障害者に係る総合的な福祉法制に向けた検討を行う障害者制度改革推進会議総合福祉部会に、随時その検討状況を報告しつつ「全国障害児・者実態調査（仮称）に関するワーキンググループ」において検討を進めているところ。

### 【調査の対象者（案）】

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・ 上記の手帳は持っていないが、病気やけが等により日常生活に継続して支障が生じている方

（第8回障がい者制度改革推進会議総合福祉部会資料より抜粋）

（参考）平成18年身体障害児・者等実態調査の回収率

身体障害者実態調査票・身体障害児実態調査票：67.8%

障害者就業実態調査票：51.0%

※ 平成18年身体障害児・者等実態調査は、調査票の配布については調査員が行うが、調査票の回収については、記入者のプライバシーを保護し、調査票の提出の自由意思を尊重する観点から、記入者が各自ポストに入れる郵送方式としていた。

このため、調査員が調査票の配布から回収までを行う方式の調査と比べ、回収率が低くなっていると考えられる。

また、障害者就業実態調査票については、平成18年度調査の回収率は51%と、過去3回の調査結果において初めて回収率60%を割っており、その一因としては平成18年度調査については調査項目が増えたことが考えられる。

